

和寒町人事行政の 運営等の状況を公表します

趣 旨

地方公務員法第58条の2の規定に基づき、和寒町で平成18年3月に「和寒町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定しました。

人事行政の運営等の状況の公表は、この条例に基づき、職員の給与や職員数、勤務条件等を町民の皆さんに公表することにより、人事行政運営の公正性と透明性を高めることを目的としています。

1 職員の任命及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職の状況

区分	平成20年度 職員数	平成20年度 退職者数	平成21年度 採用者数	平成21年度末 職員数
一般職	112	3	0	109
技能労務職	0	0	0	0
合計	112	3	0	109

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳 ネットワーク人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の 人件費率
21年度	3,968人	4,420,282千円	76,281千円	538,712千円	12.19%	12.45%

(2) 職員の採用及び退職の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成20年	平成21年		
一般行政部門	議会	2	2		
	総務	14	13	1	財務会計システム導入による会計職員減のため
	税務	4	4		
	農林水産	10	10		
	商工	2	2		
	土木	7	6	1	業務量の効率化による
	小計	39	37	2	
福祉関係	民生	10	10		
	衛生	10	10		
	小計	20	20		
	一般行政部門計	59	57	2	
公営企業会計	教育	9	10	1	社会教育事業の充実を図るため
	小計	9	10	1	
	病院	23	22	1	退職者不補充のため
	水道	1	1		
	下水道	1	1		
	その他	19	18	1	異動のため
	小計	44	42	2	
	合計	112	109	3	

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
21年度	69人	265,376千円	41,029千円	107,991千円	414,396千円	5,707千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算に計上された額である。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成22年4月1日現在) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
和寒町	40.8歳	308,200円	368,400円
			337,600円
国	41.5歳	325,521円	391,770円
類似団体	43.1歳	318,681円	357,062円
			349,212円

- 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 国及び類似団体は平成21年4月1日現在

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況
定員適正化目標

計画期間		数値目標	
始期	終期	削減人数	削減率
平成17年4月1日	平成22年4月1日	13名削減	8.5%

平成22年4月1日現在における定員の数値目標

126名(平成17年4月1日)から13名削減し113名とする



(7) 広報わっさむ 平成22年11月号

(2)職員の初任給の状況 (平成22年4月1日現在)

区分	和寒町		国
	初任給	2年後の給料	初任給
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円

(4)その他の手当 (平成21年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 16~22歳までの扶養親族 月額5,000円/人 加算	同		7,072千円	208,000円
住居手当	持ち家 月額6,000円 借家 家賃に応じて月額限度額27,000円	異	持ち家手当なし 借家 家賃に応じて限度額27,000円	4,929千円	93,000円
通勤手当	キロ数に応じて月額2,000円~24,500円	同		432千円	108,000円
管理職手当	管理職=課長・課長補佐職 月額30,000円 課長補佐職月額20,000円	異	管理又は監督の地位にある職員の官職のうち、規則で指定する官職を占める職員に対し支給 一種 給料月額の25% 二種 給料月額の20% 三種 給料月額の16% 四種 給料月額の12% 五種 給料月額の10% 本省庁課長補佐 給料月額の8%	5,631千円	296,400円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成22年4月1日現在)

区分	経験年数			
	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	
一般行政職	大学卒	267,700円	358,700円	376,500円
	高校卒	219,600円	266,000円	321,400円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数の状況 (平成22年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務	8人	13.3%
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	8人	13.3%
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務、係長等の職務	15人	25.0%
4級	困難な業務を処理する係長等の職務 課長補佐等の職務	14人	23.4%
5級	困難な業務を処理する課長補佐等の職務、課長等の職務	9人	15.0%
6級	困難な業務を処理する課長等の職務	6人	10.0%

- (注)1 和寒町の給と規則に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

5. 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

和寒町		国	
(21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.4月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.4月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.4月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.4月分
(加算措置の状況) 役職加算 5~15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25% 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(2)退職手当 (平成22年4月1日現在)

和寒町		国	
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 無し)	勤奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	勤奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分

(3)時間外勤務手当

支給実績 (21年度決算)	8,276千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	223千円
支給実績 (20年度決算)	6,895千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算)	156千円

6 特別職の報酬等の状況

(平成22年4月1日現在)

区分	給料月額等	
	(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	町長 748,000円	798,000円 / 435,500円
	副町長 594,000円	663,000円 / 427,500円
報酬	議長 246,000円	307,000円 / 150,000円
	副議長 195,000円	251,000円 / 115,000円
	議員 170,000円	228,000円 / 97,000円
期末手当	町長 副町長	(21年度支給割合) 4.10月分
	議長 副議長 議員	(21年度支給割合) 4.10月分
退職手当	町長 副町長	(算定方式) 748,000円 × 5.126 × 在職年数 (支給時期) 任期满后
		594,000円 × 3.234 × 在職年数 任期满后

類似団体についての最高/最低額は平成21年4月1日現在

7 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間 (平成22年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り				
	始業	終業	休憩時間	休憩時間	週休日
38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分~13時00分	廃止	土曜・日曜

このページに掲載し切れなかったその他の内容については、和寒町のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。